

はばたき21

通信

2015.8
No.30

台東区男女平等推進基本条例 制定・施行記念特集号

- 男女平等推進～次のステップへ～
- 台東区男女平等推進基本条例内容紹介
- 台東区男女平等推進基本条例(全文)



対談

男女平等推進

次のステップへ

台東区男女平等推進行動計画「はばたきプラン21」策定にあたって、区民とともに尽力してこられた平沢茂さんと荒井ひとみさんに、台東区の今回の条例への期待を語っていただきました。

男女平等推進の条例がスタート

平沢 台東区は全体的に古い地域があつて、男が上にあつて、女性がやや下にいるという、そういう雰囲気町の町がありましたよね。ところが、台東区もどんどん新しい地域も出てきました。「はばたきプラン21」推進会議に長年関わり、行動計画の策定にも関わってきました。教育畑の人間として、この条例に幼い頃からの教育の重要性と、学校教育や社会教育のなかで、人権など基本的なものをきちんと教育していくべきと謳われているのが嬉しく思ったことです。また推進会議の中で気づいたことは、「女性の問題」はまさに「男性の問題」であるということです。

推進会議 荒井ひとみさんに聞く



副会長（平成24年度～）
NPO法人男女共同参画
こしがやともろ副代表理事

特に4年前の東日本大震災の時の話でもしばしば出ましたけれど、災害の時、さらにその後の復興の時に女性が持っている力を、男性が気づいていない。また、女性が災害時に抱える問題にも男性が気づいていない。ですから、この条例を通じて男性へ一層積極的に働きかけができる

るといいと思っています。
荒井 平沢先生は教育者という立場もあり、さらには台東区への関わりも長かったとのことですが、私はNPOを立ち上げて、指定管理者として越谷市の男女共同参画支援センターの運営に携わっています。その中で日々感じているのは、条例や行動計画をどういう形で区民の方々に浸透していくかということです。

議員提案から生まれた条例

平沢 台東区はプラザができて、プラザと区民が協力しながら行動計画策定の推進会議を進めてきたよね。そこでの議論が少しずつ浸透して、そこに議員の条例提案がうまく乗ったということで、無理なくできたということがあるのではないかと思います。

荒井 私もそれは同感です。推進会議に区民の方がずっと関わって、計画を少しずつ進めてきたのがよかったのではないかと思いますし、これからも続いていくでしょう。
平沢 プラザもすっかり条例の中に位置づけられているのも大きいですね。また、この時期にできたメリットとしては、以前は、セクシュアル・マイノリティについて話題になつていなかったけれど、今は視野に入っていますからね。

「はばたきプラン21」 平沢 茂さん



会長（平成14年度～）
文教大学
名誉教授

ていくのと同時に、区の関係部署からも事業所に働きかけて、広げてもらうことも重要です。この条例があるからこそ、できると思います。
荒井 連携していく方向性をプラザの事業で今まで以上にしていくというのも大切かもしれませんね。
平沢 事業者、区、区民の3者がそれぞれの責務で連携しながらやるべ

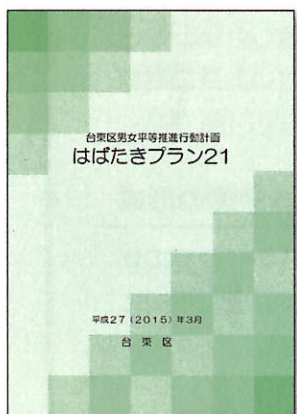
今回の条例は議員提案だったこともあって、パブリックコメントをとらなかったということだそうですが、台東区は推進会議で話し合い、策定した行動計画のパブリック・コメントをとって、意見を反映してきたということがあるんですね。

連携・協力して条例を活かす

平沢 条例は、まずは知ってもらう。その次は、ここに書かれている精神を日常生活の中で区民がどう活かすかということ。具体的には、家庭・学校・社会の中で、始終これを通じて、問題提起していくことが重要だと思いますね。

すが、企業の中にまだ問題はあろうと思うんですよ。推進会議の中でも話題にはなっていました。働き方の問題も含めて女性が企業の中で必ずしも存分に活かされていないのではないかな。あるいは、男性と同じような待遇が得られていないのではないかな、など問題はいろいろありますよね。行政はなかなか企業の中には入れないのだけれども、この条例をてこにして企業に働きかけができるか、考えていただきたいと思ひますね。

台東区男女平等推進行動計画「はばたきプラン21」



詳しくは下記URLをご参照ください。



<https://www.city.taito.lg.jp/index/kurashi/jinken/danjobyodo/haba-taki.html>

●今回制定された条例の経緯
女性議員6人の勉強会から始まり、全議員提案という形で議会に条例案を提出。昨年12月の議会で全会一致で可決・制定されました。

きことをやっていかなければ、この問題は根本的な解決にはならないですね。目に見えるものは少しずつ改善されているけれど、見えないところに問題がいっぱいあるというのを私たちは気づかないと...。
荒井 そうですよ。そこに気づいて、さらに区民の方々の声が聞こえてくるというのが大事ですね。現場に聞く耳がないと...。
平沢 それは本当に頑張ってもらわなければいけないけれど、その時の視点としても、いつも区民と一緒になつてというところをぜひ大事に...。いつも併走しながら進めるのが大事ですね。台東区のこの条例は、改めて読んで、よくできていると思いますし、期待しています。

「台東区男女平等推進基本条例」の内容をご紹介します！

条例とは？

自治体が地域の事務について、法令の範囲内で定めることができるもので、自治体において法律と同じ役割を果たします。

台東区では、平成12年度から21年度までの10年間に計画期間とする、台東区男女平等推進行動計画「はばたきプラン21」を策定し、施策を総合的、計画的に進めてきました。平成21年に行動計画を改定し、今なお積極的に取り組むべき課題や社会情勢の変化等によって生じた新たな課題に取り組んでいます。

さらに、区、区民、事業者等が一体となって、男女平等参画社会の実現を目指すために、平成26年12月、台東区議会本会議で、全議員による「男女平等推進基本条例」が全会一致で可決され、平成27年1月1日に施行されました。

「男女平等参画社会」とは？

すべての区民が、性別にかかわらず個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる活動に参画し、喜びと責任を分かち合う社会のことをいいます。

男女平等参画社会実現のため取り組むこと 区・区民・事業者の責務

区民の皆さま

家庭・学校・職場・地域等社会のあらゆる分野の活動において、男女平等の推進に努めましょう。

事業者の皆さま

事業活動において、男女平等を推進し、男女が家庭・地域・職場における活動の調和のとれた生活を営むことができるよう努めましょう。

誰もが
自分らしく
生きるために

区

男女平等施策の推進を図るために必要な措置を講じていきます。

区民・事業者・国及び他の地方公共団体その他関係機関等と連携・協力し、区民・事業者・地域団体等による活動の支援・相談・情報収集・情報提供などを積極的に行っていきます。

基本理念 第3条（条例の基本的な考え方を7つ定めています）

区は、次に掲げる事項を基本として、男女平等を推進するものとする。

1. 固定的性別役割分担意識の解消と多様な生き方の選択

男女が、性別による固定的な役割分担の意識に捉われることなく、その個性と能力を十分に発揮し、自らの意思と責任により多様な生き方を選択できること。

2. 立案・決定への参画機会の確保

男女が、性別にかかわらず社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。

3. 人権の尊重と暴力の根絶

男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、性別による差別的な取扱いや暴力を根絶すること。

4. 家庭・地域・職場など社会活動の調和

男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭、地域及び職場における活動の調和のとれた生活を営むことができること。

5. 性と生殖に関する相互尊重と健康な生活

男女が、互いの性を理解し、尊重し合い、性と生殖に関する健康と理解を認め合い、共に健康な生活を営むことができること。

6. 教育の場における平等参画意識の形成

学校教育、生涯学習その他のあらゆる教育の場において、男女平等社会を支える意識の形成に向けた取組が行われること。

7. 国際社会と国内の取り組みの理解

国際社会及び国内における男女平等の推進に係る取組を積極的に理解すること。

台東区の条例の特徴は？

1. 「男女」を「年齢にかかわらず、すべての生物学的または心理的性別の人」と定義するなど、「誰でも自分らしく」生きてほしいとの願いを条文に込めています。
2. 災害時の対応に男女相方の視点に配慮することを盛り込んでいます。

台東区男女平等推進基本条例（全文）

平成26年12月17日条例第40号

目次

前文	
第1章 総則（第1条―第7条）	
第2章 基本的施策（第8条―第13条）	
第3章 「はばたきプラン21」推進会議等（第14条・第15条）	
第4章 雑則（第16条）	
付則	

日本国憲法は、個人の尊重と法の下の平等をうたっている。また、国際連合は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を昭和54年第34回国連総会において採択し、現在に至るまで、積極的に各国に対し取組を促してきた。こうした動きを受けて、国内においては、平成11年に男女共同参画社会基本法を制定し、また、その後、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律など、関連する法制度の整備も進められている。台東区では、平成12年に男女平等推進行動計画はばたきプラン21を策定し、総合的かつ計画的に施策を進めてきた。

しかしながら、今なお、性別による固定的な役割分担の意識やそれに基づく社会的慣行等多くの課題が残されている。

少子高齢化や情報化の急速な進展、人々のライフスタイルや価値観の多様化等社会情勢が変化する中、互いの違いや多様な生き方を尊重する社会を次世代につなぐために、すべての人々が性別や年齢にかかわらず、喜びと責任を分かち合い、誰もが自分らしく生きるための男女平等社会の実現を目指して、この条例を制定する。

生活を営むことができること。

(6) 学校教育、生涯学習その他のあらゆる教育の場において、男女平等社会を支える意識の形成に向けた取組が行われること。

(7) 国際社会及び国内における男女平等の推進に係る取組を積極的に理解すること。

（区の責務）

第4条 区は、前条に規定する基本理念に基づき、男女平等施策の総合的かつ効果的な推進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

2 区は、男女平等を推進するに当たり、区民、事業者、国及び他の地方公共団体その他関係機関等と連携し、及び協力するものとし、区民、事業者、地域団体等による活動の支援、相談、情報収集、情報提供その他の男女平等施策の推進を積極的に行うものとする。

（区民の責務）

第5条 区民は、男女平等について理解を深め、家庭、学校、職場、地域等社会のあらゆる分野の活動において男女平等を推進するよう努めるものとする。

2 区民は、区が実施する男女平等を推進する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、男女平等について理解を深め、その事業活動において男女平等を推進し、男女が家庭、地域及び職場における活動の調和のとれた生活を営むことができるよう努めるものとする。

2 事業者は、区が実施する男女平等を推進する施策に協力するよう努めるものとする。

（禁止事項等）

第7条 何人も、家庭、学校、職場、地域等において、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、性的虐待、性別（性自認及び性的指向を含む。）に起因する差別的な取扱いその他の性別に起因する人権侵害を行ってはならない。

2 何人も、情報の流通に当たっては、前項に規定す

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女平等の推進について、基本理念を定め、東京都台東区（以下「区」という。）、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、区の施策の基本となる事項を定めることにより、男女平等の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。）を総合的、継続的かつ効果的に推進し、すべての区民が、あらゆる分野においてジェンダーに捉われず、自立した個人としての人権が尊重される男女平等社会を実現することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女平等社会 男女が、自らの尊厳を保ち、その個性と能力を発揮し、性別にかかわらず個人として尊重され、対等な立場であらゆる活動に参加し、責任を分かち合う社会をいう。
- (2) 男女 年齢にかかわらず、すべての生物学的又は心理的性別（性自認及び性的指向を含む。）の者をいう。
- (3) 区民 区内に居住し、勤務し、又は在学する者をいう。
- (4) 事業者 区内において事業活動を行う法人その他の団体又は個人をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 他者を不快若しくは不安にさせる性的な言動により個人及び周囲の生活環境を害すること又は性的な言動に対する個人の対応に起因して、当該個人に不利益を与えることをいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者からの

る性別に起因する人権侵害又は固定的な役割分担の意識を助長し、又は是認させる表現を用いないよう配慮しなければならない。

第2章 基本的施策

（計画の策定）

第8条 区は、男女平等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「推進計画」という。）を策定し、これを公表するものとする。

2 推進計画の策定に当たっては、あらかじめ第14条第1項に規定する「はばたきプラン21」推進会議の意見を聴くものとする。

3 区は、推進計画に基づく男女平等に関する施策の実施状況を公表するものとする。

（広報及び啓発並びに教育に対する支援）

第9条 区は、区民及び事業者が男女平等の推進に関し理解を深めるよう、広報及び啓発を行うものとする。

2 区は、学校教育、生涯学習その他のあらゆる教育の場において、男女平等社会を支える意識の形成に向けた取組に対する必要な支援を行うとともに、メディア・リテラシーの育成に努めるものとする。

3 第1項に規定する広報及び啓発並びに前項に規定する支援を行うため、区は、必要な調査研究並びに情報の収集及び提供に努めるものとする。

（家庭と社会活動の調和）

第10条 区は、区民が性別にかかわらず、家庭、地域及び職場における活動の調和のとれた生活を営みながら、多様な生き方を選択し、実現できるよう努めるものとする。

（雇用の分野における男女平等の推進）

第11条 区は、雇用の分野における男女平等を推進するため、事業者に対し、情報の提供その他必要な支援に努めるものとする。

（災害対応における配慮）

第12条 区は、災害等への対応（災害等の発生に備え

暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第1項に規定するつきまとい等又は交際相手からの身体的な暴力、精神的な暴力若しくは性的な暴力をいう。

(7) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会について、性別による格差が生じているとみられる場合に、その格差を改善するために、必要な範囲において、当該機会を積極的に提供することをいう。

(8) ジェンダー 生物学的な性差とは異なる社会的又は文化的に形成された性差をいう。

(9) メディア・リテラシー メディアが伝える様々な情報を主体的に取捨選択し、客観的に活用する能力及びメディアを適切に選択して発信する能力をいう。

（基本理念）

第3条 区は、次に掲げる事項を基本として、男女平等を推進するものとする。

- (1) 男女が、性別による固定的な役割分担の意識に捉われることなく、その個性と能力を十分に発揮し、自らの意思と責任により多様な生き方を選択できること。
- (2) 男女が、性別にかかわらず社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。
- (3) 男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、性別による差別的な取扱いや暴力を根絶すること。
- (4) 男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭、地域及び職場における活動の調和のとれた生活を営むことができること。
- (5) 男女が、互いの性を理解し、尊重し合い、性と生殖に関する健康と理解を認め合い、共に健康な

る対策を含む。）においては、男女の視点に配慮するものとする。

（拠点施設）

第13条 区は、東京都台東区生涯学習センター条例（平成13年6月台東区条例第55号）第2条に規定する東京都台東区立男女平等推進プラザを男女平等に関する施策を推進するための拠点施設とする。

第3章 「はばたきプラン21」推進会議等

（推進会議）

第14条 区は、「はばたきプラン21」推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

2 推進会議は、次に掲げる事項について協議し、その結果を東京都台東区長（以下「区長」という。）に報告するものとする。

- (1) 区における男女平等の推進に関すること。
- (2) 推進計画の進捗状況に関すること。
- (3) その他男女平等を推進する施策に関し区長が必要と認める事項。

（苦情申立て）

第15条 区民及び事業者は、区に対し、区が関与する男女平等に関する施策に係る苦情を申し立てることができる。

2 区は、前項の規定による苦情の申立てがあった場合は、必要に応じ推進会議の意見を聴いて、処理するものとする。

3 区は、第1項に規定する苦情の処理に当たっては、当該苦情を申し立てた者に係る情報を保護するとともに、公平かつ適切に行うものとする。

第4章 雑則

（委任）

第16条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

付則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

2015男女平等推進フォーラム 9/26(土) ▶ 27(日)

ワークショップ
作品展示

26日(土) 午前10時～午後4時 / 27日(日) 午前9時30分～12時
場所：男女平等推進プラザ「はばたき21」(生涯学習センター4階)

講演会

27日(日) 午後2時 開演
くらたま流 愛のカタチ ～大切な人との関係の見直し～
場所：ミレニアムホール(生涯学習センター2階)

参加費無料

予約不要

コミュニティ・カフェ 毎月第3土曜日の午後2時から4時に開催

ホッとひと息 交流の場

コミュニティ・カフェを開催しています。

場所：男女平等推進プラザ「はばたき21」調理コーナー
(生涯学習センター4階)

参加費無料

予約不要

どなたでも
お越しください



はばたき21相談室

ひとりで悩んでいませんか？どうぞお気軽にご相談ください。

こころの中のモヤモヤ、イライラや、人間関係、自分の生き方、家族のことなど…
どんなことでも構いません。まずはお電話ください。

予約専用電話：03-5246-5819

●こころと生きかたなんでも相談

女性のカウンセラーが相談に応じます。

火・土 午前10時～午後4時

水・木 午後5時～午後9時

～電話・面接どちらも可～

※面接相談は女性のみ。電話相談はどなたでも
ご利用いただけます。

●女性弁護士による法律相談

第2水曜日 午後1時～午後4時

第3木曜日 午前10時～午後1時

第4火曜日 午後4時～午後7時

～面接相談(女性のみ)～

秘密は
守ります

相談は
無料です

●DV専門電話相談 03-3847-3611(予約不要)
毎月第3水曜日 午後1時30分～4時30分

こころと生きかたなんでも相談は
託児(1歳以上の未就学児)をご利用いただけます。
(火曜日・土曜日のみ) ※要予約

たいとうのキラッとさん紹介

すずき みちこ
鈴木 道子さん
江戸町1丁目町会・町会長



台東区199町会のうち、今、女性の町会長は
江戸町1丁目町会が唯一です。

浅草に住んで60年余。町会女性部長30年、民生委員12年。副
会長・会長として10年。時代と共に人と町が移り変わる中での活
動が続きます。三社祭と同時期開催の吉原神社の祭りは、今は6町会
合同。「自分ひとりでは何もできません。みなさんの意見を聞いて、協
力し合っ」と。また「これからはもっと女性の町会長が増えるといい
ですね」と輝く笑顔から、さりげなく一言。

編集・発行

台東区立男女平等推進プラザ「はばたき21」

台東区西浅草3-25-16

(台東区生涯学習センター4階)

電話 03-5246-5816

※休館日以外の午前9時～午後5時

開館時間 午前9時～午後10時

休館日

第1・第3・第5月曜日

(祝日にあたる場合はその翌日)

年末年始(12月28日～1月4日)

ホームページ はばたき21

検索